

測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格【業者基本情報の変更】

添付書類一覧表(チェックリスト)

商号・名称	
業者番号(ID)7桁の数字	

[変更項目と必要な添付書類一覧]

変更項目	必要書類 No.
商号・名称、本店の所在地	1・4・(5)
大阪府と契約する営業所の商号・名称、所在地	1・4・(5)
代表者、代表者の役職名	1・4・(5)
契約先(本店から支店、支店から本店)	1・3又は4・(5)
資本金	1・2
登記簿上の所在地	1・2
代理人、代理人の役職名	必要書類なし
電話番号、FAX 番号、メールアドレス(本店又は営業所)	必要書類なし
組織変更(個人から法人、有限会社から株式会社等) ※会社合併、会社分割、事業譲渡等を除く。	1・2・3・(5)

No.	書類名	確認内容		チェック欄											
1	添付書類一覧表(チェックリスト)	・このチェックリストで必要書類を確認		☐											
2	商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)※ 個人事業主は不要	・発行後、3か月以内のもの ・法務局が発行するもの		☐											
3	営業に必要な登録証明書・現況報告書 ※登録済みの業務ごとに必要	<table><tr><td>測量</td><td>登録証明書(※1)</td></tr><tr><td>建築設計・監理</td><td>登録証明書(※1)</td></tr><tr><td>設備設計・監理</td><td>建築設備士登録証、 設備設計一級建築士証等</td></tr><tr><td>地質調査</td><td>現況報告書(※2)</td></tr><tr><td>建設コンサルタント</td><td>現況報告書(※2)</td></tr><tr><td>補償コンサルタント</td><td>現況報告書(※2)</td></tr></table> (※1)発行後3ヶ月以内のもの (※2) ・国土交通省(地方整備局)に提出した「確認済」の押印がある最新のもの ・最新」の現況報告書から変更事項がある場合は別途書類の提出が必要(添付書類一覧(詳細)参照)	測量	登録証明書(※1)	建築設計・監理	登録証明書(※1)	設備設計・監理	建築設備士登録証、 設備設計一級建築士証等	地質調査	現況報告書(※2)	建設コンサルタント	現況報告書(※2)	補償コンサルタント	現況報告書(※2)	☐
測量	登録証明書(※1)														
建築設計・監理	登録証明書(※1)														
設備設計・監理	建築設備士登録証、 設備設計一級建築士証等														
地質調査	現況報告書(※2)														
建設コンサルタント	現況報告書(※2)														
補償コンサルタント	現況報告書(※2)														
4	営業に関し必要な登録の変更届出書 ※登録済みの業務ごとに必要	<table><tr><td>測量</td><td>測量業者変更登録申請書(※1)</td></tr><tr><td>建築設計・監理</td><td>変更届出書(※1) ※大阪府建築士事務所協会に届出したもの</td></tr><tr><td>設備設計・監理</td><td>商業登記簿謄本(※2) (履歴事項全部証明書)</td></tr><tr><td>地質調査</td><td>変更届出書(※1)</td></tr><tr><td>建設コンサルタント</td><td>変更届出書(※1)</td></tr><tr><td>補償コンサルタント</td><td>変更届出書(※1)</td></tr></table> (※1)変更事項が記載され、受付印のあるもの (※2)発行から3ヶ月以内、個人の場合は不要	測量	測量業者変更登録申請書(※1)	建築設計・監理	変更届出書(※1) ※大阪府建築士事務所協会に届出したもの	設備設計・監理	商業登記簿謄本(※2) (履歴事項全部証明書)	地質調査	変更届出書(※1)	建設コンサルタント	変更届出書(※1)	補償コンサルタント	変更届出書(※1)	☐
測量	測量業者変更登録申請書(※1)														
建築設計・監理	変更届出書(※1) ※大阪府建築士事務所協会に届出したもの														
設備設計・監理	商業登記簿謄本(※2) (履歴事項全部証明書)														
地質調査	変更届出書(※1)														
建設コンサルタント	変更届出書(※1)														
補償コンサルタント	変更届出書(※1)														
5	外字(ガイジ)届	・指定様式有 ・氏名等で電子入力が出来ない文字(JIS 第1水準又は第2水準以外の文字)があり、電子申請の内容に「当て字」入力がある方のみ提出が必要。		☐											